○中国地方整備局告示第六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十三日　中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

九号　鳥取市湖山町西一丁目四五九番から同市湖山町西一丁目四六一番三まで　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年四月十三日

○中国地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十三日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
松江市東出雲町出雲郷字古寺八三一番一から同市玉湯町布志名四八二番三まで	前	BA 九・〇～七七・九	一二・一一六	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 九・〇～七七・九	一二・一一六	
		一三・五～一五〇・三	一〇・九七八	
		一三・五～一五〇・三	一〇・九七八	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十三日　中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

九号　松江市矢田町二五〇番一地内　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年四月十三日

○北海道開発局告示第百四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十三日　北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
北海道檜山郡厚沢部町字美和一〇九八番六から同町字美和一〇九七番一まで	前	二八・七～二九・〇	〇・〇六一
	後	二八・七～三一・二五	〇・〇六一
北海道檜山郡厚沢部町字美和一二二八番四から同町字美和一二四三番三まで	前	二五・〇～三四・九九	〇・三〇五
	後	三二・八三～四〇・〇一	〇・三〇五

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第百四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十三日　北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十九号及び二百七十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
北海道岩内郡岩内町字清住一番三から同町字野束七番一まで	前	一〇・六～一二・〇	〇・二〇一
	後	一〇・六～三八・八	〇・二〇一

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第百四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十三日　北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
留萌市大和田一丁目六八番から同市元川町二丁目四四番一まで	前	A 二三・三七～八七・八八	三・六九七	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C 一〇・五～一三七・二九	二・六六七	
	後	A 二三・三七～八七・八八	三・六九七	
		B・C 一〇・五～一三七・二九	二・六六七	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

○北海道開発局告示第百四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十三日　北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十一号及び二百七十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
北海道河東郡音更町木野大通東六丁目一番一から同町木野大通東一丁目三番七まで	前	二〇・〇～四九・六六	〇・九〇七
	後	二〇・七三～四八・〇七	〇・九〇七

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第百四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十三日　北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十八号